

千葉市農地利用最適化推進委員 募集のご案内

平成28年度の「農業委員会等に関する法律」の改正により、市町村農業委員会に新たに「農地利用最適化推進委員」(以下「推進委員」といいます。)が設けられ、委員を公募することが定められました。

千葉市では、令和5年7月から公募に基づき推進委員を委嘱していますが、現委員の任期満了を迎えるにあたり、以下のとおり、推進委員になっていただく方を募集します。

1 募集する人数と担当区域

(1) 人数

23人

(2) 担当区域

推進委員はそれぞれ担当区域ごとに活動します。

裏面の23の「担当区域」または6つの「ブロック」から希望する場所、可能な場所を選択の上ご応募ください。

(後者の場合、選考を通過された方の希望等を考慮の上、選択された「ブロック」の範囲内で、選考委員会が「担当区域」を決定します。)

2 任 期

千葉市農業委員会が委嘱する日（令和8年7月を予定）から
令和11年7月19日まで（約3年間）

3 身 分

特別職の千葉市職員（非常勤）

4 職務内容

- (1) 農業委員会委員（農業委員）と連携しての農地等の利用の最適化の推進（遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地の集積・集約化、農業への新規参入の促進等）に関する現地での調査・指導等
 - (2) 農地法第30条第1項に基づく農地利用状況調査（6月から8月頃にタブレットを使用して実施）
 - (3) 1～2か月に1回程度で開催する会議への出席等、担当地区で開催される地域協議の参加
- なお、推進委員は、日々の活動内容を記録し、月ごとに千葉市農業委員会事務局へ提出する必要があります。

5 委員報酬

「特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例」に基づき支給

【 担当区域及びブロック 】※現段階の案

千葉市農地利用最適化推進委員担当表

ブロック名	人数	区域名	人数	担当町名
花見川・稻毛 ブロック	4人	第1地区	1人	花見川区内山町・宇那谷町・こてはし台・大日町・み春野・横戸町・横戸台
		第2地区	1人	花見川区天戸町・柏井・柏井町・作新台・長作町・長作台・花島町・花見川
		第3地区	1人	花見川区犢橋町・三角町・千種町
				稻毛区小深町・山王町・長沼町・長沼原町・六方町
中央ブロック	3人	第4地区	1人	花見川区朝日ヶ丘・朝日ヶ丘町・検見川町・さつきが丘・武石町・浪花町・畠町・花園町・瑞穂・南花園・幕張町・幕張本郷
				稻毛区稻丘町・稻毛・稻毛台・稻毛町・稻毛東
		第5地区	1人	中央区春日・汐見丘町・新千葉・新田町・新町・椿森・東千葉・弁天・松波・登戸 花見川区西小中台町・宮野木台
				稻毛区穴川・穴川町・あやめ台・柏台・黒砂・黒砂台・小中台町・小仲台・作草部・作草部町・園生町・千草台・天台・天台町・轟町・緑町・萩台町・弥生町・宮野木町
鎌取・誉田 ブロック	4人	第6地区	1人	若葉区愛生町・貝塚・貝塚町・桜木・桜木北・高品町・都賀・都賀の台・殿台町・西都賀・原町・東寺山町・みつわ台・源町・若松台・若松町
		第7地区	1人	若葉区大草町・太田町・大宮町・大宮台・小倉町・小倉台・金親町・北大宮台・坂月町・千城台北・千城台西・千城台東・千城台南
				中央区青葉町・赤井町・旭町・市場町・稻荷町・亥鼻・今井・今井町・院内・鵜の森町・大森町・葛城・要町・亀井町・亀岡町・川戸町・栄町・寒川町・白旗・新宿・神明町・末広・蘇我・大巣寺町・千葉寺町・中央・鶴沢町・道場北・道場北町・道場南・長洲・仁戸名町・花輪町・東本町・富士見・星久喜町・本千葉町・本町・松ヶ丘町・港町・南町・都町・宮崎・宮崎町・矢作町・祐光・若草
				若葉区加曾利町
土気ブロック	4人	第8地区	1人	中央区生実町・塩田町・浜野町・南生実町・村田町
				緑区大金沢町・落井町・おゆみ野・おゆみ野有吉・おゆみ野中央・おゆみ野南・鎌取町・刈田子町・小金沢町・椎名崎町・大膳野町・富岡町・中西町・古市場町・茂呂町
		第9地区	1人	緑区東山科町・平山町・辺田町・誉田町
		第10地区	1人	緑区高田町
白井ブロック	3人	第11地区	1人	緑区平川町
		第12地区	1人	緑区大木戸町・越智町・大野台
		第13地区	1人	緑区あすみが丘・あすみが丘東・板倉町・大椎町・小山町・小食土町
		第14地区	1人	緑区大高町・高津戸町・土気町
更科ブロック	5人	第15地区	1人	緑区上大和田町・下大和田町
		第16地区	1人	若葉区中野町
		第17地区	1人	若葉区和泉町・野呂町
		第18地区	1人	若葉区五十土町・大広町・川井町・北谷津町・佐和町・高根町・多部田町
		第19地区	1人	若葉区御殿町・中田町
		第20地区	1人	若葉区古泉町・富田町
		第21地区	1人	若葉区小間子町・上泉町
		第22地区	1人	若葉区下泉町・更科町
		第23地区	1人	若葉区大井戸町・御成台・下田町・旦谷町・谷当町

6 推薦を受ける者又は応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方。ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

7 推薦及び応募に係る手続等

以下の（1）の様式に必要事項を記入の上、（2）の添付書類を添えて、郵送又は持参により、千葉市農業委員会事務局(農地活用推進課)まで提出してください。

様式の入手方法は（3）のとおりです。

なお、推薦又は応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

（1）推薦及び応募様式

- ア 農業者等（個人）が推薦する場合 様式第1号
- イ 法人又は団体が推薦する場合 様式第2号
- ウ 自ら応募する場合 様式第3号

（2）添付書類

推薦を受ける者又は応募する者の住民票（本籍地の記載がある発行後3か月以内のもの）

（3）様式の入手方法

次の窓口で配布しています。

窓口	所在地	電話番号
千葉市農業委員会事務局	千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟7階	043-245-5766
千葉市役所農政課	同上	043-245-5757
千葉市農政センター 農業経営支援課	千葉市若葉区野呂町714-3 千葉市農政センター内	043-228-6271
その他、各区役所・市民センター・JA千葉みらい本店、各支店等でも配布しています。		

※千葉市ホームページ（<http://www.city.chiba.jp/nogyo/index.html>）からもダウンロードできます。

8 農業委員との推薦又は応募の重複について

- (1) 同一の方が複数のブロック・担当区域で推薦を受けること又は応募することができますが、複数の担当区域の推進委員を兼ねることはできません。
- (2) 同一の方が推進委員と農業委員の双方に推薦を受けること又は応募することができますが、双方の委員を兼ねることはできません。

9 推薦及び応募に係る書類の提出先

千葉市農業委員会事務局

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟7階

電話043-245-5766

10 受付期間

令和8年3月13日（金）から令和8年4月10日（金）まで（必着）

持参される場合は、市役所開庁日の午前9時00分から午後5時00分までに提出してください。

※申込状況等によって、書類の提出期間は延長する場合があります。この場合、受付期間最終日以降に千葉市ホームページ等により公表します。

11 選考方法

千葉市農地利用最適化推進委員選考委員会を設置し、提出された書類をもとに選考を行います。

面接は令和8年5月中旬から下旬の平日の日中を予定しておりますので、該当の方はご出席をお願いします。

面接の日程は、5月上旬に、推薦を受けた方及び応募した方全員に郵送により通知します。

なお、推薦、応募の別については評価には影響しません。

【評価方法】

一次選考（書類審査）	30点満点
二次選考（面接）	70点満点
総合計	100点満点

12 選考結果のお知らせ

最終的な選考結果は、令和8年7月上旬を目途に、推薦を受けた方、推薦をした方、応募した方全員に郵送により通知します。

郵便が届かない場合は、末尾の問い合わせ先（千葉市農業委員会事務局）までお問い合わせください。

また、7月下旬に、決定した推進委員の氏名を千葉市ホームページに掲載します。

13 推薦又は応募に関する情報の公表

法令の定めにより、受付期間の中間及び終了後に、千葉市ホームページにおいて、提出された推薦又は応募に係る書類に記載されている内容（住所及び電話番号以外）を公表しますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先（応募書類の提出先）

千葉市農業委員会事務局

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟7階

電話043-245-5766